

１ 行政職給料表

病院局

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	定型的な業務を行う主事又は技師 の職務	13	11.6	主事 技師 計	12 1 13	65	58.0	役付 以外
２級	高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う主事又は技師の職務	19	17.0	主事 技師 計	18 1 19			
３級	１ 係長の職務 ２ 主任の職務	38	33.9	主任 係長級 計	34 4 38	18	16.1	係長 級
４級	困難な業務を処理する係長の職務	14	12.5	係長 その他 計	10 4 14			
５級	課長補佐の職務	9	8.0	主査 その他 計	5 4 9	19	17.0	課長 補佐 級
６級	困難な業務を処理する課長補佐 の職務	10	8.9	病院の課長 その他（課長補佐級） 計	5 5 10			
７級	１ 副参事又は技佐の職務 ２ こころの医療センターの事務局 次長の職務	2	1.8	副参事 その他 計	1 1 2	6	5.4	課長 級
特７級	１ 本庁の課長、企画室長の職務 ２ 中央病院の事務局次長、統括経 営分析監の職務	4	3.6	経営管理課長 その他（課長級） 計	1 3 4			
８級	局長、事務局長の職務	3	2.7	病院局長 事務局長 計	1 2 3	3	2.7	次長 級
９級	本庁の部長の職務	0	0.0	事務局長 計	 0	0	0.0	部長 級
合計		112	100.0					

備考

- １ 一の職が２の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- ２ 職名及び人数には再任用職員及び一般任期付職員（任期付職員法第３条第２項）分を含む。
- ３ 級別及び職制上の段階別の人数割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（他の表において同じ）。

2 医療職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	38	21.3	医員	33	67	37.6	役付以外
				技師	5			
				計	38			
2 級	1 病院の部長、医長の職務 2 相当高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	62	34.8	医員	28	92	51.7	係長級
				技師	1			
				医長	19			
				部長	11			
				その他(係長級)	3			
3 級	1 病院の局長、センター長の職務 2 病院の困難な業務を処理する部長、医長の職務	65	36.5	計	62	12	6.7	課長級
				部長	45			
				医長	5			
				その他(係長級)	9			
				局長	3			
				その他(課長級)	3			
4 級	1 病院長、副院長、病院参事の職務 2 病院の困難な業務を処理するセンター長の職務	13	7.3	計	65	7	3.9	次長級
				局長	3			
				その他(課長級)	3			
				病院長	1			
				副院長	5			
	合計	178	100.0	その他(次長級)	1			
				計	13			

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

3 医療職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1 級	定型的な業務を行う技師の業務	1	0.5	技師	1	133	68.6	役付以外			
				計	1						
2 級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	20	10.3	技師	20						
				計	20						
3 級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	94	48.5	技師	30						
				主任	64						
				計	94						
4 級	1 専門員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	29	14.9	主任	18				52	26.8	係長級
				専門員	11						
				計	29						
5 級	1 病院の科長、副科長の職務 2 困難な業務を処理する専門員の職務	30	15.5	専門員	22						
				その他	8						
				計	30						
6 級	病院の困難な業務を処理する科長、副科長の職務	17	8.8	副科長	3	7	3.6	課長補佐級			
				その他（係長級）	8						
				科長	3						
				その他（課長補佐級）	3						
				計	17						
7 級	病院の特に困難な業務を処理する科長の職務	3	1.5	科長	1				2	1.0	課長級
				局長	1						
				部長	1						
				計	3						
				合計		194	100.0				

備考

- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

4 医療職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0			641	81.3	役付以外
				計	0			
2 級	1 保健師、助産師又は 看護師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	147	18.7	看護師	147			
				計	147			
3 級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする看護師の職務	339	43.0	看護師	115	94	11.9	係長級
				主任	224			
				計	339			
4 級	1 副看護師長又は専門員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	160	20.3	主任	155			
				副看護師長	4	50	6.3	課長補佐級
				その他（係長級）	1			
				計	160			
5 級	1 看護師長の職務 2 困難な業務を処理する副看護師長又は専門員の職務	102	12.9	副看護師長	58			
				専門員	31	3	0.4	課長級
				看護師長	11			
				その他（課長補佐級）	2			
				計	102			
6 級	1 看護局長、総看護師長の職務 2 副総看護師長の職務 3 困難な業務を処理する看護師長の職務	38	4.8	副総看護師長	8	3	0.4	課長級
				看護師長	22			
				主任専門員	6			
				その他（課長補佐級）	1			
				総看護師長	1	3	0.4	課長級
				計	38			
7 級	困難な業務を処理する看護局長、総看護師長の職務	2	0.3	看護局長	2	3	0.4	課長級
				計	2			
	合計	788	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

5 現業職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員の職務	0	0.0	技術員	0	5	100.0	役付以外
				計	0			
2 級	高度の技能又は経験を必要とする 業務を行う技術員の職務	0	0.0	技術員	0			
				計	0			
3 級	副技師の職務	0	0.0	副技師	0			
				計	0			
4 級	技師、副技師の職務	2	40.0	技師	1			
				副技師	1			
				計	2			
5 級	困難な業務を処理する技師の職務	3	60.0	技師	3			
				計	3			
	合計	5	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員及び任期付常勤職員（任期付職員法第4条）分を含む。

6 特定任期付職員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する業務	1	33.3	主査	1	1	33.3	課長補佐級
				計	1			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な業務	1	33.3	部長	1	1	33.3	
				計	1			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	1	33.3	主査	1	1	33.3	
				計	1			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	0	0.0		0	0	0.0	課長級
				計	0			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	0	0.0		0	0	0.0	部長級
				計	0			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な業務で特に重要なもの	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
	合計	1	100.0					

備考

特定任期付職員とは、任期付職員法第3条第1項に規定する職員を指す。